

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の 平成30年度業務の実績に関する意見の概要

1 主旨

平成30年4月1日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部改正が施行され、業務実績評価の主体が評価委員会から設立団体の長である知事へ変更となったことに伴い、北海道では、法第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）に係る平成30年度の業務の実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえて実施することとなった。このため、評価委員会は知事の諮問に応じ、評価を行い、その結果を知事への意見とする。

2 意見結果

(1) 全体意見

平成30年度の業務実施状況について確認等を行ったところ、IVとする意見（順調に進んでいる）が2項目（**3**、**4**）、IIIとする意見（おおむね順調に進んでいる）が2項目（**1**、**5**）、IIとする意見（やや遅れている）が1項目（**2**）となり、総合的に勘案すると、「おおむね順調に進んでいる」と認められる。

(2) 主な取組

1 研究の推進及び成果の活用

第2期中期計画に研究推進項目として設定した「総合力を発揮して取り組む研究」や戦略研究及び重点研究等のほか、外部資金による研究課題の獲得に積極的に努め、666課題を実施した。

2 技術支援、連携の推進及び広報の強化

企業等からの依頼に応じた技術相談や技術的な問題解決に向けた指導等を実施するとともに、一部については、共同研究の実施、新商品の開発に繋げることなどに取り組んだ。

3 業務運営の改善

高度で幅広い研究ニーズや課題に対応するため、研究体制や業務の執行体制の強化等が図られるよう、草地酪農研究を一体的に担うために上川農業試験場天北支場を酪農試験場の支場に変更する組織改編など、組織体制の見直しを実施した。

4 財務内容の改善

事務的経費や維持管理経費の効率的な執行、外部資金など多様な財源の確保に努めた。

5 その他業務運営

平成30年北海道胆振東部地震に伴う被害発生に対して、農地及び林野等の被災状況や被災面積の把握に関する技術指導や建築物応急危険度判定などを実施したほか、胆振東部森林再生・林業復興連絡会議に職員を派遣し、復興対応方針について助言した。これらの取組は道の施策立案のほか、災害等の原因解明や復旧事業等に活用された。

(3) 項目別意見

1 「研究の推進及び成果の活用」については、知的財産の管理において、利用許諾料の誤徴収があり、法人の自己点検・評価ではB評価であったことなどから、評価をIII「おおむね順調に進んでいる」（S～Aの割合がおおむね9割以上）とした。

2 「技術支援、連携の推進及び広報の強化」については、依頼試験、設備使用等の実施において、実施件数が数値目標を下回ったため、法人の自己点検・評価ではB評価であったことなどから、評価をII「やや遅れている」（S～Aの割合がおおむね9割未満）とした。

3 「業務運営の改善」、**4** 「財務内容の改善」については、法人自己点検・評価がすべてAであったことなどから、評価をIV「順調に進んでいる」（すべてS～A）とした。

5 「その他業務運営」については、災害発生時等の対応において、迅速な派遣等の対応や調査等に取り組んだことから、法人の自己点検・評価ではS評価であった一方、法令の遵守において、自家用車での速度超過による検挙、セクシュアル・ハラスメント行為の事案が発生したため、法人の自己点検・評価ではB評価であったことなどから、評価をIII「おおむね順調に進んでいる」とした。

(4) 主な課題、改善事項等

- ・ 知的財産については、多くの分野に活用してもらうため、広報活動に更なる尽力が必要。
- ・ 依頼試験については、実施件数が数値目標を下回っていることから、依頼試験を含む技術支援制度の積極的なPRが必要。
- ・ 担い手の育成支援については、道総研の認知度向上の機会となるので、件数の増加に取り組むことが必要。
- ・ 新規の人材確保については、採用試験日の複数設定や試験会場を増やすなど、各種の取組を引き続き進めていくことが必要。
- ・ 財源の確保や経費の節減については、効果が分かりやすくなるよう、数値目標の設定を検討することが必要。
- ・ 法令の遵守については、毎年度、同様の処分を受ける事案が発生している状況を認識し、今後も指導等を徹底していく必要がある。

(参考) 項目別意見一覧表

年度計画	項目番号	法人自己点検・評価						法人自己点検・評価の検証						評価委員会意見 (VⅣⅢⅡⅠ)	
		S	A	B	C	計	A以上割合	S	A	B	C	計	A以上割合		
第1 住民に対するサービスの向上に関する目標を達成するために置くべき措置	1 研究の推進及び成果の普及・活用	1-11	0	12	1	0	13	92.3%	0	12	1	0	13	92.3%	① 研究の推進及び成果の活用 Ⅲ
	2 知的財産の有効活用	12-13													
	3 総合的な技術支援	14-17													② 技術支援、連携の推進及び広報の強化 Ⅱ
	4 連携の推進	18-19	0	6	1	0	7	85.7%	0	6	1	0	7	85.7%	
	5 広報機能の強化	20													
第2 業務運営の効率化及び改善に関する目標を達成するために置くべき措置	1 業務運営の基本的事項	21												③ 業務運営の改善 Ⅳ	
	2 組織体制の改善	22	0	6	0	0	6	100.0%	0	6	0	0	6		100.0%
	3 業務の適切な見直し	23-24													
	4 人事の改善	25-26													
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	1 財務の基本的事項	27-28												④ 財務内容の改善 Ⅳ	
	2 多様な財源の確保	29	0	6	0	0	6	100.0%	0	6	0	0	6		100.0%
	3 経費の効率的な執行	30-31													
	4 資産の管理	32													
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するために置くべき措置	1 施設及び設備の整備、活用	33-34												⑤ その他業務運営 Ⅲ	
	2 法令の遵守	35													
	3 安全管理	36	1	8	1	0	10	90.0%	2	7	1	0	10		90.0%
	4 情報セキュリティ管理等	37-42													
研究推進項目※	43-59	0	17	0	0	17	100.0%								

※「研究推進項目」は、項目番号3「研究開発の推進方向」を検証する際の参考とした。

◆法人自己点検・評価基準

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項(右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上(S,Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	達成度が90%未満(B,Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
B 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	
C 実施していない	取組が行われていないとき	

◆評価委員会意見基準

意見基準	
V	特筆すべき進捗状況にある
Ⅳ	順調に進んでいる(すべてS~A)
Ⅲ	おおむね順調に進んでいる(S~Aの割合がおおむね9割以上)
Ⅱ	やや遅れている(S~Aの割合がおおむね9割未満)
I	重大な改善事項がある